

標準例の主な改正点

番号	標準例名	該当ページ・項目	改正理由	改正後	改正前
1	官民・民間競争入札実施要項標準例(施設の管理・運営業務)	P2 4. 民間競争入札に準じた手続による一般競争入札の対象事業について	「民間競争入札に準じた手続による一般競争入札実施に関する考え方」が廃止されるため。	4. の項目はすべて削除	4. 民間競争入札に準じた手続による一般競争入札の対象事業について 民間競争入札に準じた手続による一般競争入札の対象となる事業については、別途当室が策定した「民間競争入札に準じた手続による一般競争入札実施に関する考え方」に基づき、民間競争入札実施要項に準じた内容の資料を作成する必要があるが、この場合においても、法が適用されることを前提とした記載を除き標準例が参考となることに留意されたい。
2	同上	P2 7～8行目 ※第241回監理委員会(令和元年12月5日) HPのリンク	誤記のため。	https://www.soumu.go.jp/main_content/000671534.pdf	https://www.soumu.go.jp/main_content/000659239.pdf
3	同上	P2 9行目 また、 各府省等 は、監理委員会における実施要項案の審議に当たっては、その合理化・効率化の観点から、作成した実施要項案と標準例との相違点及びその理由について明らかにすることが望ましい。	前回改正時、実施機関に統一したものの修正漏れのため。	また、 実施機関 は、監理委員会における実施要項案の審議に当たっては、その合理化・効率化の観点から、作成した実施要項案と標準例との相違点及びその理由について明らかにすることが望ましい。	また、 各府省等 は、監理委員会における実施要項案の審議に当たっては、その合理化・効率化の観点から、作成した実施要項案と標準例との相違点及びその理由について明らかにすることが望ましい。
4	同上	P4 1～2行目 (※上記1.1.2～1.1.5の業務の分類は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書(令和5年版)」による。)	「建築保全業務保全仕様書(令和5年版)」が最新版のため	(※上記1.1.2～1.1.5の業務の分類は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書(令和5年版)」による。)	(※上記1.1.2～1.1.5の業務の分類は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書(平成30年版)」による。)
5	同上	P15 趣旨 閣議決定の日付については、当該事業が最初に別表に記載された閣議決定日を記載する。 なお、新プロセス対象事業については、最初に(別表)新プロセス移行事業一覧に記載された閣議決定日を記載する。事業の趣旨・目的、アウトカム(当該業務で目指すべき成果)を明示すること。	「新プロセス」制度を廃止するため。	閣議決定の日付については、当該事業が最初に別表に記載された閣議決定日を記載する。事業の趣旨・目的、アウトカム(当該業務で目指すべき成果)を明示すること。	閣議決定の日付については、当該事業が最初に別表に記載された閣議決定日を記載する。 なお、新プロセス対象事業については、最初に(別表)新プロセス移行事業一覧に記載された閣議決定日を記載する。事業の趣旨・目的、アウトカム(当該業務で目指すべき成果)を明示すること。
6	官民・民間競争入札実施要項標準例(統計調査業務)	趣旨のページ 総務省では、これらの実施要項及び既に作成されている「施設の管理・運営業務に関する官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項標準例」を基にして、 各府省 の検討に資するよう、統計調査業務における実施要項の標準例(以下「標準例」という。)を策定することとした。	前回改正時、実施機関に統一したものの修正漏れのため。	総務省では、これらの実施要項及び既に作成されている「施設の管理・運営業務に関する官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項標準例」を基にして、 実施機関 の検討に資するよう、統計調査業務における実施要項の標準例(以下「標準例」という。)を策定することとした。	総務省では、これらの実施要項及び既に作成されている「施設の管理・運営業務に関する官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項標準例」を基にして、 各府省 の検討に資するよう、統計調査業務における実施要項の標準例(以下「標準例」という。)を策定することとした。
7	民間競争入札実施要項標準例(OA関係)	P1 1～2行目 1 趣旨 【閣議決定年月日について】	【閣議決定年月日について】に令和5年分の記載が漏れているため。	・平成29年度は、平成29年7月11日 ・平成30年度は、平成30年7月10日 ・令和元年度は、令和元年7月9日 ・令和2年度は、令和2年7月7日 ・令和3年度は、令和3年7月9日 ・令和4年度は、令和4年7月5日 ・ 令和5年度は、令和5年7月4日	・平成29年度は、平成29年7月11日 ・平成30年度は、平成30年7月10日 ・令和元年度は、令和元年7月9日 ・令和2年度は、令和2年7月7日 ・令和3年度は、令和3年7月9日 ・令和4年度は、令和4年7月5日
8	同上	P10 5. (2)ク 法第15条において準用する法第10条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規定について評価するために必要な書類の(注4)	実施機関において、入札参加者すべてに対して、暴力団関係者ではない旨の誓約書などを提出させるところも多いため、あえて「落札予定者のみ」としなくてもよいと考えられるため。(他の3つの標準例とも記載ぶりをあわせるため。)	(注4) 欠格事由のうち、暴力団排除に関する審査に必要な書類の詳細は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に規定する暴力団排除に関する欠格事由の運用要領について」(総務省官民競争入札等監理委員会事務局発出事務連絡) 参照	(注4) 欠格事由のうち、暴力団排除に関する審査に必要な書類は、 落札予定者となった者のみ提出 。詳細は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に規定する暴力団排除に関する欠格事由の運用要領について」(総務省官民競争入札等監理委員会事務局発出事務連絡) 参照
9	同上	P14 6. ## ## ## ## ##運用管理業務を実施する者を決定するための評価の基準その他本業務を実施する者の決定に関する事項 以下、総合評価落札方式の場合(最低価格落札方式の場合は削除) (3) 総合評価点(ウ)	デジタル・スタートアップの公共調達参入機会拡大に向けた情報システムに係る調達における評価制度の運用が開始されるため (対象:令和6年4月1日から令和10年3月31日までの期間の契約)	【デジタル・スタートアップ】 情報システムに係る調達については、「デジタル・スタートアップの公共調達参入機会拡大に向けた情報システムに係る調達における評価制度の実施要領」(令和6年1月15日デジタル社会推進会議幹事会決定)に基づき、民間事業者の創意工夫の下に多種多様なサービスが国民に提供されることを目的として、特殊な技能や高い技術力を要する案件であって総合評価落札方式により契約を行うものを対象として、デジタル分野におけるスタートアップ(デジタル・スタートアップ)を評価することとする。	記載なし